

## デジタル地域通貨「いたばし Pay」導入業務委託 仕様書

本事業の運営にあたっては、受託者は、次の各項に掲げる指示事項を最善の方法をもって処理するものとする。

### 1 件名

デジタル地域通貨「いたばし Pay」導入業務委託

### 2 委託期間

契約確定日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

### 3 委託場所

板橋区商店街振興組合連合会（以下、「振興組合連合会」という。）指定場所等

### 4 実施目的

「新しい生活様式」に対応したキャッシュレス決済の推進及び地域経済の活性化を目的として、独自のキャッシュレス決済手段である「いたばし Pay（仮称）」（以下、「いたばし Pay」という。）を導入する。

また、次項に定めるプレミアム付デジタル地域通貨を発行、販売することにより、いたばし Pay の普及及び新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している区内事業者の支援を行う。

### 5 事業の概要

#### (1) いたばし Pay について

本事業で導入するいたばし Pay とは、一時的な消費喚起策として実施するプレミアム付デジタル地域通貨の発行のみならず、普段の買い物において気軽に使用できるキャッシュレス決済手段として、継続的な運用を目指したものであり、これを以て、地域のキャッシュレス化を推進するための、板橋区独自のペイメントのことを言う。また、行政と連携し、エコポイントや健康ポイントなどのアクションポイントを付与することによる社会活動への参画促進や、店舗独自の広告やクーポンの発信などによる地域経済の活性化を実現するためのツールとしての活用も見据えたものである。

(2) 販売するプレミアム付デジタル地域通貨について

名称	未定
発行主体	板橋区商店街振興組合連合会
発行総額	10億8千万円(12,000円×9万セット)
発行セット数	9万セット
販売価格	1セット10,000円
プレミアム率	20%
購入限度額	1人5セットまで
販売方法	申し込みによる抽選販売
販売対象者	区内在住・在勤・在学(中学生以上)の方
利用期間	令和4年秋ごろ～令和5年2月28日(火) ※振興組合連合会と協議の上、決定すること。(6か月未満を想定)
利用可能店舗数	いたばしPayの加盟店として登録する店舗(約1,000店舗を想定)
購入者数(想定)	2万人程度

6 運営の基本方針

実施目的をよく理解し、その実現に努めること。また、事業の運営にあたっては、知識や経験に基づいた提案を積極的に行うこと。

7 事業スケジュール及び委託の範囲

別紙1のとおり

※事業スケジュールは現段階での想定であり、前後することがある。

8 委託内容の概要

- (1) 事業の全体管理業務
- (2) いたばしPay導入業務
- (3) 加盟店募集業務
- (4) デジタル地域通貨販売業務
- (5) 使い方相談会等の実施
- (6) コールセンター業務
- (7) 利用促進に向けた施策提案・実施業務
- (8) 事業の分析及び情報の提供
- (9) その他事業に必要な業務

※上記の委託内容については、あくまで振興組合連合会の想定であり、事業の完遂にあたって必要な業務は、振興組合連合会と受託者で協議の上、柔軟に対応すること。

9 委託内容詳細

(1) 事業の全体管理業務

- ・本事業に係る関係者(振興組合連合会・板橋区商店街連合会・板橋区・その他事業者等)と調整し、事業の全体管理を行うこと。
- ・必要に応じて、関係者との打ち合わせを開催すること。打ち合わせの際は、進行、議事録の作成等を主体となって行うこと。

- ・上記について、管理業務体制が不十分と感じるといった理由等により、人員増加を要求した場合は応じること。
- ・事業の全体管理に必要な書類（事業計画・スケジュール等）を作成、管理し、振興組合連合会の承認を得ること。

## （２）いたばし Pay 導入業務

- ・板橋区内の店舗等で使用できる独自のデジタル地域通貨（以下、「地域通貨」という。）を導入し、運用すること。なお、システムの導入にあたっては、下記ア～ウの要件を満たすシステムを導入すること。また、受託者は導入において必要な機器等の調達、設置及び維持管理、ソフトウェア等の開発・調達及び維持管理（開発環境の整備等も含む）について責任をもって行い、振興組合連合会に対して本仕様書に定められたサービスを確実に提供すること。
- ・導入したシステムの運用に当たり必要な事項（地域通貨利用期間、換金スケジュール等）を振興組合連合会と協議の上、決定すること。運用の決定にあたっては、次年度以降、可能な範囲で振興組合連合会の事務員が運用を担うことを検討しているため、簡便な運用を提案すること。
- ・令和４年度は、原則、受託者が本委託内容を含む必要な運用業務を実施するとともに、次年度以降の引継ぎを見据えた事務員向けの操作マニュアルの作成及び操作研修を実施すること。

### ア 機能要件

#### （ア）利用者情報登録機能

- ① 利用者情報を登録し、アカウントを発行できること。
- ② 利用者情報の登録、またはプレミアム付地域通貨の購入における手続きの際に、SMS 認証を実施し、不正利用の防止に努めること。  
※「SMS 認証」とは、携帯電話やスマートフォンで利用される SMS（ショートメッセージサービス/ショートメール/Cメール）を活用した認証システムのことをいう。

#### （イ）地域通貨発行機能

- ① 地域通貨を複数種類、発行できること。
- ② 地域通貨ごとに有効期限を設定できること。
- ③ 地域通貨ごとに利用可能店舗を設定できること。（商店街内通貨や業種別通貨の発行を想定）
- ④ プレミアム付地域通貨の販売（チャージ時におけるプレミアムの付与）ができること。

#### （ウ）決済機能

- ① 地域通貨を使った決済が 1 円単位でできること。
- ② 決済に当たり、加盟店舗において機器の購入等の負担が無いシステムであること。なお、振興組合連合会では、店舗に二次元バーコードを配置し、利用者がアプリで読み込むことにより料金の支払いが行える二次元バーコード決済を想定している。
- ③ 決済における画面の遷移が明朗であり、支払い金額や支払先店舗等の確認が簡単に行えること。
- ④ 決済完了時に、決済完了画面の表示や音を鳴らすことにより、未払いを防げること。
- ⑤ 決済完了時に、メール等により、店舗へ決済完了通知を送付できること。

#### （エ）メニュー機能

- ① 通貨残高が表示されること。また、通常の通貨の残高や期間限定の通貨の残高など、地域通貨の種別により、それぞれの残高が個別に確認できること。
- ② 利用者の決済履歴やチャージ履歴などの利用履歴が確認できること。
- ③ 加盟店情報が一覧表示及びマップ表示等により、分かりやすく表示されること。また、利用者の現在位置から、近くの加盟店の検索が行えること。

- ④ 加盟店情報をアプリの画面で表示できること（店舗位置、写真、メニュー、割引クーポン等）。
- ⑤ 新規機能が追加になった場合、メニューに追加できること。また、バナー広告などを表示し、リンク先の Web ページに遷移させることができること。

(オ) 通貨チャージ機能

通貨のチャージができること。チャージの方法については、手数料と利用者の利便性に配慮して決めることとするが、現時点で下記の方法を想定している

「コンビニ ATM チャージ」

※上記が令和 4 年度中に実装できない場合は、その他のチャージ方法（クレジットカード決済、コンビニ決済等）を事前に示すこと。

また、その場合において、「コンビニ ATM チャージ」の対応可能時期や経費を事前に示すこと。

また、令和 5 年度以降に、下記のチャージ方法の実装が可能であること。

- ① システム管理者による個別・一括チャージ（アクションポイント付与事業、給付事業等における使用を想定）
  - ② 二次元バーコードの読み取りによるチャージ（ギフトカード等における使用を想定）
  - ③ ギフトコードの入力によるチャージ（メール等でギフトコードを送付し、利用者がいたばし Pay のチャージ画面等で入力することにより、チャージできる仕組みを想定）
- ※①～③について、実装に係る作業や経費が別途生じる場合は、事前に対応可能時期や経費を事前に示すこと。

(カ) ポイント付与機能

- ① ポイント付与・加算機能があること。
- ② ポイントの単独利用及び通貨と合算して利用できること。
- ③ ポイントの残高、履歴、目的別のポイントが管理できること。
- ④ ポイントごとに有効期限を設定できること。

(キ) お知らせ・プッシュ通知機能

- ① お知らせ情報等を目立つ場所に表示できること。
- ② お知らせ情報等のプッシュ通知ができること。
- ③ お知らせ情報は、日付、時間による予約通知が行えること。
- ④ 割引クーポン等の表示、受取ができること。
- ⑤ 通貨、ポイントの有効期限が近くなった際に該当する利用者に対して、自動で通知されること。

(ク) 運用・管理機能

- ① 振興組合連合会が使用する管理用アカウントを作成し、運用・管理等の操作ができること。
- ② 管理用アカウントで利用者情報一覧を管理・確認できること。
- ③ 振興組合連合会及び加盟店がお知らせ・クーポン情報等を配信できること。
- ④ 加盟店舗が使用する加盟店用アカウントを作成し、PC やスマートフォンで、当該加盟店の情報を管理できること。また、取引情報等を確認できること。

(ケ) システムの将来性

振興組合連合会では、いたばし Pay を将来的に別紙 2 に記載の施策で活用することを検討している。したがって、別紙 2 の活用案について、将来的に実現可能な機能を実装できるシステムであること。なお、機能の実装におけるスケジュールおよび費用等については、別途協議を行うこととする。ただし、少なくとも令和 5 年度実装を予定している機能

については、実装可能月及び費用等について事前に示すこと。

## イ 非機能要件

### (ア) サービス提供方式

サーバ及びバックアップ装置等含むすべての機器は振興組合連合会の敷地内に設置せず、インターネットを経由したクラウドサービスとすること。

### (イ) 信頼性要件

- ① 定期的なオンラインバックアップを取得し、データ保全を行うこと。
- ② データ復旧範囲は業務データのみならず、全てのデータを対象とすること。

### (ウ) 使用性要件

- ① あらゆるスマートフォンに応じて表示が最適化されること。また、本事業の目的であるキャッシュレス決済の推進のためには、高齢者やスマートフォンに不慣れな方でも安心して使っていただくことが重要であるため、多くの方が直感的に利用することができるシステムであること。
- ② システム画面のデザインや機能等の修正について、両者協議の上、可能な限り柔軟に対応すること。

### (エ) 可用性要件

- ① 本システムの運用は、計画停止を除き、24 時間 365 日とすること。
- ② 障害発生時に即時・早期の復旧が可能な対策を行うこと。
- ③ 本システムを停止する必要がある作業（バージョンアップ等）が発生した場合は、必ず振興組合連合会と協議をすること。
- ④ 初回稼働時には障害等に対応が可能な SE（システムエンジニア）や、運用保守要員を常駐させるなど、迅速な対応が可能な人員を確保すること。
- ⑤ 履行期間終了後においても、維持管理を容易かつ安価に行うことができ、またデータ量の増加等に対応できるよう、汎用的で拡張性を考慮した仕様とすること。
- ⑥ 仕様の追加や変更に必要な限り柔軟に対応できるシステムの構築設計とすること。なお、仕様の追加や変更の際に生じた費用については、別途協議を行う。

### (オ) セキュリティ要件

- ① クラウド環境の設置場所は、日本国内のデータセンターで運用設置されていること。また、取り扱うデータは日本国内のみでの管理とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。
- ② 通信及び蓄積データについて、SSL 等による暗号化を行うこと。  
※「SSL」とは「Secure Sockets Layer」の略であり、インターネットなどでデータを暗号化して送受信する通信手順の一つである。
- ③ サーバ等システム機器について、適切にウイルス対策を行い、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイル及びそのサーバOSの更新プログラムを、適切なタイミングで更新すること。
- ④ 本システムへの不正な侵入及び物理的脅威を防止するための必要な措置を講じること。
- ⑤ その他、サービスを安全に提供するために必要なセキュリティ対策を実施すること。

## ウ その他要件

### (ア) 対応する OS 等のバージョン

OS 10 以上及び Android 9 以上の端末に対応すること。また、稼働開始にあたり、各 OS のメジャーアップデートには対応すること。

(イ) 登録申請と配信

本システムは独自アプリとして構築し、iPhone・iPad 向けアプリは「App Store」、Android 端末向けアプリは「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続き（リジエクト対応を含む。）を行うこと。

(ウ) 動作テスト

本仕様書に定める要件が正常に動作することを確認すること。

(エ) 多言語対応

多言語に対応できること（対応言語、対応時期、費用等については、別途協議とする）。

(3) 加盟店募集業務

- ・いたばし Pay の加盟店募集チラシを必要部数作成し、配布すること（3,000 部程度の作成を想定。また、周知物の配布については、商店街やその他団体等に必要部数を発送・納品いただくことを想定）。
- ・振興組合連合会等と協力し、加盟店の開拓を行うこと。なお、加盟店開拓は約 1000 店舗を目標に実施すること。なお、受託者が想定する開拓方法（DM や訪問、架電等）について、事前に内容と工数を示すこと。
- ・下記周知物を作成し、いたばし Pay 加盟店に配布すること。
  - ①事業周知用の通知
  - ②いたばし Pay を取り扱っていることが明示的に分かるポスター及びステッカー等
  - ③「事業者向け 東京都感染防止ガイドライン」を周知し、遵守を依頼するための案内文

(4) デジタル地域通貨販売業務

(ア) 申し込み受付業務

- ・本事業の特設サイトを開設し、事業に係る情報発信を行うこと。なお、加盟店情報については、アプリ同様に一覧表示及びマップ表示等により、分かりやすく表示すること。
- ・地域通貨購入希望者の申し込み受付をアプリ（いたばし Pay）または特設サイト（インターネット）で行うこと。
- ・上記に当たり、事業の周知チラシ及びポスターを必要部数作成し、配布すること。（チラシ 20,000 部程度、ポスター 2,500 部程度の作成を想定。また、周知物の配布については、商店街やその他団体等に必要部数を発送・納品いただくことを想定）。
- ・その他、必要な周知活動を行うこと。

(イ) 抽選業務

- ・(ア) で受け付けた購入希望者から、公平に当選者を抽選すること。
- ・抽選に当たり、同一名かつ同一住所等の重複応募を省くほか、できる限り不正な応募を省くように努めること。
- ・当選者に当選通知（メール、アプリ内通知等）を送付すること。

(ウ) 販売業務

- ・当選した購入希望者に地域通貨を販売すること。販売方法はコンビニ決済またはコンビニ ATM によるチャージ等を想定しているが、予算の範囲内において、協議の上、決定すること。なお、チャージ額に併せて 20% のプレミアムを随時付与するなど、1 万円単位での販売という形態以外での実施も可とする。その場合には、抽選結果に応じて個々にチャージ額の上限を設けるなど、当初の販売想定に沿った内容にすること。
- ・販売において、地域通貨の残数が生じた場合は、繰り上げ抽選（二次抽選）を行い、繰り上げ当選者に当選通知を送付すること。また、残分について、先着販売を行うこと。
- ・令和 4 年度は、プレミアム付地域通貨の購入による通貨のチャージ以外のチャージは想定

していないため、誤ったチャージが無いように、システムを制御すること。

(エ) 換金業務

- ・加盟店の指定口座に、使用された地域通貨に相当する金額を月2回入金すること。具体的な換金スケジュールについては、協議の上、決定する。なお、入金に係る手数料は原則、受託者の負担とする。

(5) 使い方相談会等の実施

- ・店舗向けの説明会を実施すること。開催方法については、別途協議の上、決定することとするが、現時点では、商店街の会議等において、個別に説明いただくことを想定している（10回程度）。
- ・利用者向けの使い方相談会を7回程度実施すること。実施方法、実施時期等の詳細については、別途協議の上、決定することとするが、現時点では、振興組合連合会が用意した会場に軽微なブースを設け、日中の間随時2名程度で、来場者の相談を受け付ける方法を想定している。
- ・店舗向け及び利用者向けに、いたばし Pay の使い方（必要に応じて、抽選申込み方法も含む）について分かりやすく説明した動画を作成し、インターネットに公開すること。

(6) コールセンター業務

- ・本事業に係る店舗及び利用者からの問い合わせを受け付けるため、コールセンターを設置すること。対応言語は、原則、日本語とするが、その他言語に関しても可能な範囲で対応すること。設置期間及び設置回線数は、下記を想定しているが、振興組合連合会と協議の上、設置期間と設置回線数等を決定すること。

設置期間	店舗募集の開始日～令和5年3月中旬
設置回線数	店舗募集の開始日（8月頃）～令和4年10月31日（月）：5回線 令和4年11月1日（火）～令和5年3月中旬（最終換金から1週間程度）：3回線 ※回線数は目安であり、各期間において応答率8割程度を目標とし、コールセンターを開設すること。
受付時間	土・日・祝日を除く9時30分～17時30分

なお、コールセンター以外の問い合わせ方法（画像を用いたチャットやLINE、メール等）を併用して実施することで入電数の分散を行うなど、工夫した問い合わせ対応が可能な場合は、事前に示すこと。

(7) 利用促進に向けた施策提案・実施業務

- ・別紙2に記載のある今後の活用案やその他の利用促進に向けた施策について、次年度以降の実施に向けて、スケジュールや費用、具体的な事業案等を提案すること。また、必要に応じて、関係者と協議すること。
- ・今後、システムを継続して運用していくためには、収益の仕組みを検討する必要がある。今後の事業展開において、収益化が可能な事業案等を提案すること。

(8) 事業の分析及び情報の提供

- ・月次で本システムの利用状況（ダウンロード数、ユーザ数、加盟店数、決済金額、決済回数等）が分かるレポートを出力し、視認性が高くなるように取りまとめたうえで、振興組合連合会へ報告すること。また、利用状況を分析し、必要に応じて対応策や改善策を提案すること。
- ・必要に応じて、加盟店や利用者向けのアンケートを実施し、効果検証と事業の改善に役立てること。
- ・今後の事業の参考とするため、本事業で得られた購買情報（プレミアム付地域通貨を購入した

人の年齢別割合、住所地別割合等)については、個人情報が出ないように加工したうえで、可能な限り振興組合連合会へ提供すること。また、視認性が高くなるように取りまとめたうえで提供すること。

(9) その他事業に必要な業務

- ・いたばし Pay を令和 5 年度以降も継続して利用してもらえるように、令和 4 年度事業終了時に、利用者や加盟店へ次年度事業の案内を通知（メール、アプリ内通知等）すること。記載内容や通知方法、通知時期等については、別途協議を行う。
- ・その他事業に必要な業務がある場合は、振興組合連合会と受託者で協議の上、柔軟に対応すること。

## 10 納品物

本事業で作成した著作物や成果物、管理書類等は、業務終了後、図書（1 部）と電子媒体で振興組合連合会に納品すること。なお、納品物として下記のことを想定している。

- (1) アプリ設計図、機能一覧
- (2) 業務計画書、導入スケジュール、実施体制図
- (3) 要件定義書、パラメーター一覧表
- (4) 運用マニュアル、操作マニュアル
- (5) 打ち合わせ議事録（定例会議事録、進捗管理票、懸案事項管理表等）
- (6) その他、ポスター、チラシ等の成果物

## 11 その他

- (1) 業務終了後、速やかに完了届を提出し、実績報告をすること。
- (2) 本事業に従事するスタッフは、振興組合連合会が実施する業務に相応しい言葉遣いや対応ができること。また本事業に関する知識を事前に習得した上で業務を行うこと。
- (3) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (4) 本業務の実施にあたっては、適用を受ける法律、政令、省令、告示、条例、規則等を遵守し、適法に業務を実施すること。また、この契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを管轄裁判所として処理するものとする。
- (5) 本契約に基づき制作する著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）、商品化権、使用权、商標権、二次使用权、放送権その他一切の権利は全て振興組合連合会に帰属し、受託者は、著作物についての著作者人格権を行使しないものとする（電子データも含む）。ただし、ハードウェアの汎用的なマニュアル等、著作権が物品の受託者に属するものは除く。
- (6) 委託業務の履行成績が良好である場合は、次年度以降についても、当該年度に措置された予算の範囲内において、契約を更新する予定である。なお、契約は単年度毎に締結する。
- (7) 受託者側の都合によりサービス提供が著しく困難になった場合等において、サービス提供の急な終了、サービスレベルの変更、価格改定については原則認めないものとする。ただし、両者協議により、振興組合連合会が認めたときは、対応を検討することがある。
- (8) サービス提供を終了する場合、次期サービス事業者へ移行データ等の引き継ぎを行うこと。引き継ぎに関する詳細は振興組合連合会と受託者が協議してこれを定める。
- (9) 本仕様に定めのない事項については、振興組合連合会と受託者で協議の上決定すること。また、委託期間中、異例又は疑義のある事態が生じたときは、ただちに振興組合連合会へ届け出を行うとともに、振興組合連合会と協議の上、決定すること。
- (10) 使い方相談会等において、受託者の責により会場の器物を損壊した場合及び作業中に事故（人



的損傷等)が生じた場合は、一切受託者の責において対応すること。

12 支払方法

全業務完了後、受託者からの完了届に基づく振興組合連合会による検査に合格した後、受託者からの書面による請求に基づき支払う。

13 担当

板橋区商店街振興組合連合会

TEL 03-3962-3808